

と き 令和 5 年11月30日

ところ 国保連合会10階 A 会議室

令和 5 年度

第 3 回

理事会

議事録

令和5年度第3回理事会
役員定数 30名【理事25名、監事4名 欠員1名】

- 1 開催日時 令和5年11月30日(木)
開 会 午後1時57分
閉 会 午後2時55分
- 2 開催会場 本会 10階A会議室
- 3 議事録署名人 議 長 佐 藤 広
副理事長 鵜 飼 良 平 (東京食品販売国民健康保険組合理事長)
- 4 出席者 理事 25名(本人8名、書面出席17名)
監事 2名 (本人2名)

特別区代表

山 本 理 事	(中 央 区 長)	書面出席	井 山	保険年金課副参事
武 井 理 事	(港 区 長)	書面出席		
鈴 木 理 事	(大 田 区 長)	書面出席	吉 村	国保年金課課長補佐
長谷部 理 事	(澁 谷 区 長)	書面出席		
高 際 理 事	(豊 島 区 長)	書面出席	梅 本	国民健康保険課長
山 田 理 事	(北 区 長)	書面出席	土 屋	区民部参事
坂 本 理 事	(板 橋 区 長)	書面出席	浅 賀	国保年金課長
前 川 副理事長	(練 馬 区 長)	書面出席	小 原	国保年金課長

市町村代表

高 野 理 事	(府 中 市 長)	書面出席	相 馬	保険年金課長
小 林 理 事	(小 平 市 長)	書面出席	澁 谷	保険年金課長
池 澤 理 事	(西 東 京 市 長)	書面出席	高 田	保険年金課長
松 原 理 事	(狛 江 市 長)	書面出席	加 藤	保険年金課長
山 崎 理 事	(武蔵村山市長)	書面出席	並 木	保険年金課長
阿 部 副理事長	(多 摩 市 長)	書面出席	河 島	保険年金課長
吉 本 理 事	(檜 原 村 長)	書面出席	野 口	村民課長
澁 谷 理 事	(小 笠 原 村 長)	書面出席		

国民健康保険組合代表

依 田 理 事	(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)			
鵜 飼 副理事長	(東京食品販売国民健康保険組合理事長)			
矢 吹 理 事	(東京都弁護士国民健康保険組合理事長)			
蓮 沼 理 事	(東京都医師国民健康保険組合常務理事)			
渡 辺 理 事	(東京建設職能国民健康保険組合理事長)	書面出席		

学識経験者

佐 藤 理 事 長

桃 原 専務理事

水 田 常務理事

入 澤 理 事 (公益財団法人特別区協議会常務理事)

監 事

伊 賀 監 事 (東京都薬剤師国民健康保険組合理事長)

松 永 常勤監事

5 欠 席 者 監 事 2名

酒 井 監 事 (中 野 区 長)

田 村 監 事 (日 の 出 町 長)

理 事 出 欠 表

出席者	本 人		8
	書 面	持 参	1 3
		郵 送	4
計 (ア)			2 5
欠 席 者			0
合 計 (イ)			2 5
出 席 率 (ア) / (イ)			1 0 0 %
欠 員			1

目 次

	ページ
1. 開 会	1
2. 理事長挨拶	1
3. 議事録署名人指名	2
4. 議 事	
報告事項	
1 「東京都国民健康保険団体連合会事業計画及び予算に関する 委員会」の審議経過について	3
2 「職員定数マネジメントポリシー」の策定について	3
議決事項	
1 東京都国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する 規程について	4
2 東京都国民健康保険団体連合会嘱託員規程の一部を改正する 規程について	4
3 令和6年度東京都国民健康保険団体連合会事業計画の策定及び 予算編成の大綱について	7
5. 閉 会	19

開 会（午後 1 時 57 分～）

○事務局 定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから、令和 5 年度第 3 回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事 25 名の御出席を得ており、規約第 36 条の規定による定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

また、東京美容国民健康保険組合理事長であられました中村理事におかれましては、9 月 3 日をもって御退任されましたことを御報告申し上げます。

本日の理事会は、事務局からの説明も含めまして、今後の発言につきましては着座にて行わせていただきますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、佐藤理事長から御挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

理事長挨拶

○理事長 皆様方には、御多用の中、本理事会に出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から当会の事業運営に対しまして御理解と御協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

早速ですが、本日は今年度第 3 回目の理事会ということで、御審議をいただきます主な事項は、令和 6 年度の事業計画及び予算編成の大綱でございますが、ここで国民健康保険を取り巻く状況と本会の事業計画について少し触れさせていただきたいと思います。

政府は、医療・介護分野でのサービスの効率化、また質の向上を図っていくために、進化しますデジタル技術の活用を進めておりまして、審査支払機能に関する改革工程表、また医療 D X の推進に関する工程表、これらを策定しているところでございます。このうち診療報酬改定 D X では、医療機関等におけます負担の極小化を目指しまして、報酬改定時におけるシステム改修作業の平準化ですとか作業の統一化の観点から、国におきまして全国統一の共通算定モジュールの開発検討が開始をされているところでございます。

また、報酬改定のスケジュールにつきましても、医療機関やベンダの大きな負担となっているために、施行時期について、合理的な期間が確保されるよう、数か月後ろ倒しにす

るということも検討されております。

本会といたしましては、こうした我々を取り巻く動きに対応していくために、現行の第3次経営計画を1年前倒しで刷新することとしております。

この新たな計画に基づきまして、審査支払業務の充実はもとよりであります。保険者支援の強化が業務の効率化をこれまで以上に進めるなど、持続可能な組織基盤の確立を目指してまいります。

また、昨年からの保険者の皆様に御説明を行ってまいりましたシステム経費の増加の影響などによります手数料等の見直しにつきましても、本日、来年度の予算大綱の中でお示しさせていただきます。

詳細につきましては、事業計画、また各種事業と併せて、この後、事務局から説明いたしますが、本日の理事会での提出案件につきましては、何とぞ十分な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、規約に従いまして、私が議事を進行させていただきますので、皆様方の御協力のほどよろしくお願いいたします。

議事録署名人指名

○理事長 はじめに、本理事会の議事録についてですが、本会の規約第37条に基づきまして議事録を作成することとなっておりますので、私から議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人には、東京食品販売国民健康保険組合理事長の鵜飼良平様にお願いをいたします。鵜飼様、どうぞよろしくお願いいたします。

議 事

○理事長 早速ですが、議事に入りたいと思います。恐れ入ります。お手元の議案書の目次をお開き願います。

御覧のとおり、報告事項が2件、議決事項が3件となりますので、報告事項から議事を進めてまいります。

はじめに、報告事項１の事業計画及び予算に関する委員会の審議経過についてを議題に供します。本件につきましては、去る11月17日に事業計画及び予算に関する委員会が開催をされ、本日提案されております議決事項の３、令和６年度事業計画の策定及び予算編成の大綱についてが審議されましたので、その内容について御報告をいただくものでございます。

本日は、委員長であります練馬区の前川区長が書面による出席のため、副委員長でいらっしゃる全国土木建築国民健康保険組合の依田専務理事から御報告をお願いしたいと思います。

○予算委員会副委員長 去る11月17日に開催いたしました本年度の第１回事業計画及び予算に関する委員会の審議経過につきまして、御報告を申し上げます。

事務局から説明のありました案件は、報告事項として、職員定数マネジメントポリシーの策定についてと、議決事項としまして、令和６年度事業計画の策定及び予算編成の大綱でございました。

本委員会で慎重に審議をいたしました結果、原案のとおり了承し、本理事会に提案することといたしました。

提案のありました議案の詳細につきましては、後ほど事務局から説明がありますので、どうか御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○理事長 ありがとうございます。ただいまの御報告につきましての御質疑は、この後、関連の議決事項を審議する際に併せてお願いをいたします。

次に、報告事項２、職員定数マネジメントポリシーの策定についてを議題に供します。事務局から報告願います。

○事務局 それでは、報告事項２、職員定数マネジメントポリシーの策定についてです。机上に配布しております資料１－２が今般策定いたしました職員定数マネジメントポリシーとなりますが、本日は、資料１－１に要旨をまとめましたので、こちらの資料にて御説明させていただきます。

まず、項番１の計画策定の経緯ですが、これまで職員定数適正化計画第４版に基づく定数管理に取り組んでまいりましたが、この間、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や審査支払機能に関する改革工程表、医療ＤＸ等の様々な改革によって保険者や本会を取り巻く環境が大きく変化しており、本会はこれまで以上に効率的・効果的な

事業運営に努めていく必要がございます。また、今後も、保険者等からの期待、負託に応えるとともに、効率的な執行体制を計画的に管理するため、名称も含め、現行計画を改め、業務量の変化等を総合的に勘案した職員定数マネジメントポリシーを策定いたしました。

項番２の基本的な考え方は、国等が進めるレセプト請求の原則オンライン化に伴い、本会の業務量の減少が見込まれることから、職員定数を減員するとともに、今後新たに対応する事業等については、現時点で詳細が不明なため、必要最低限の体制整備を行います。また、引き続き、さらなる業務改善や高齢職員の活用、人材育成等にも取り組んでまいります。

項番３の対象期間は、令和６年度から令和９年度までの４年間といたします。

項番４の職員定数マネジメントポリシー（年次計画）といたしまして、現行の第４版が上の表で、今回見直した内容が矢印下の表になります。職員定数については、令和６年度から９年度までの４年間で合計２２名を減員する内容となっております。本計画の目標達成に向け、これまで以上に効率的な事業運営に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本理事会終了後、メールにて保険者の皆様へ職員定数マネジメントポリシーを御送付いたします。

説明は以上でございます。

○理事長　ありがとうございます。この内容につきまして御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

特にございませんでしたら、本件は報告ということでございますので、御了承いただきたいと存じます。

それでは、議決事項に移らせていただきます。議決事項の１、職員給与規程の一部を改正する規程についてと、議決事項の２、嘱託員規程の一部を改正する規程については、関連がございますので、一括して議題に供したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、この２案件を一括して議題に供します。事務局から説明いたします。

○事務局　議案書３ページをお願い申し上げます。議決事項１、本会職員給与規程の一部を改正する規程についてでございます。

提案の趣旨です。従来から、本会職員の給与は特別区の給与に準拠しており、10月11日の特別区人事委員会勧告に基づき、本会職員給与規程を特別区に合わせ改正するものでございます。

5ページをお願い申し上げます。今回の改正では、令和5年度分に係る改正を第1条改正、恐れ入ります、10ページをお願いいたします。令和6年度分に係る改正を第2条改正としております。

11ページをお願いいたします。新旧対照により説明いたします。

まず、第1条の令和5年度分に係る改正規程です。上段が第1条の改正案、下段は現行です。

第20条、期末手当の支給割合です。第2項、管理職は「100分の90」を「100分の95」に改定いたします。

第3項、定年前提任短時間勤務職員に係る前項の職員の支給割合の適用です。現行「100分の90」を「100分の95」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改定いたします。

第21条、勤勉手当の支給割合です。第2項、一般職は「100分の107.5」を「100分の117.5」に、管理職は「100分の127.5」を「100分の132.5」に改定いたします。

第3項、定年前提任短時間勤務職員に係る前項の職員の支給割合の適用です。現行「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改定いたします。

お戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。別表（一）の給料表を改定いたします。初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給での給料月額を引き上げる改定でございます。別表につきましては6ページから9ページに載せてございます。

次に、10ページをお願いいたします。第2条の令和6年度分に係る改正規程です。

12ページをお願いいたします。新旧対照です。上段が第2条の改正案、下段が、先ほど申し上げた第1条による改正後の規程案です。

第20条、期末手当の支給割合です。下段の第1条による改正後の規程案、第2項、管理職は「6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」を「6月及び12月に支給する場合においては100分の90」に改定いたします。

第3項、定年前提任短時間勤務職員に係る前項の職員の支給割合の適用です。下段の第1条による改正後の規程案、「100分の85とあるのは100分の50と」を削り、「100分の95」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の53.75」に改定いたします。

第21条、勤勉手当の支給割合です。下段の第1条による改正後の規程案、第2項、一般職は「100分の117.5」を「100分の112.5」に、管理職は「100分の132.5」を「100分の130」に改定いたします。

第3項、定年前再任用短時間勤務職員に係る前項の職員の支給割合の適用です。下段の第1条による改正後の規程案、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改定いたします。

お戻りいただきまして、10ページをお願いいたします。附則でございます。

第1項は施行期日です。この規程は、理事会の議決を得た日から施行いたします。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行いたします。

第2項は適用日です。令和5年度に係る第1条の改正規程のうち、給料表の部分については令和5年4月1日から適用いたします。

第3項は給与の内払い、第4項は委任条項を規定してございます。

13ページから16ページには、参考として、現行の給料表を載せてございます。

続きまして、議案書17ページをお願い申し上げます。議決事項2、本会嘱託員規程の一部を改正する規程についてでございます。

提案の趣旨です。本会職員給与規程の改正に倣い、常勤嘱託員の報酬を改定するものでございます。

19ページをお願いいたします。医師などに適用している別表（一）及び保健師などに適用している別表（二）の報酬月額表を改定いたします。別表の報酬月額表につきましては、20ページから23ページに載せてございます。

24ページをお願いいたします。附則でございます。

第1項は施行期日です。この規程は、理事会の議決を得た日から施行いたします。

第2項は適用日で、令和5年4月1日から適用いたします。

第3項は報酬の内払い、第4項は委任条項を規定してございます。

25ページから28ページには、参考として、現行の報酬月額表を載せてございます。

以上、簡単でございますが、議決事項1及び議決事項2の説明を終わります。

○理事長 ありがとうございます。御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りをいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、議決事項の１及び２につきましては、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項の３、令和６年度事業計画の策定及び予算編成の大綱についてを議題に供します。事務局から説明いたします。

○事務局 それでは、議案書をめくっていただきまして、29ページをお願い申し上げます。

議決事項３、令和６年度本会事業計画の策定及び予算編成の大綱について、恐れ入ります、31ページをお願いいたします。

Ⅰ、運営方針の１つ目の○、国民健康保険を取り巻く状況につきましては、冒頭の理事長の挨拶と重複いたしますので、２つ目の○、本会の取り組みから御説明いたします。

諸情勢の変化に対応していくため、現行の令和６年度までの第３次経営計画を１年前倒しで刷新し、事業運営の基盤であります戦略、組織、財政の面からそれぞれ見直しを図り、新たに策定する計画に取り組んでまいります。

戦略面では、審査支払機能に関する改革工程表の対応や医療・介護等の審査支払業務の充実、医療費適正化への積極的関与等、保険者支援を強化いたします。

組織面では、先ほど御説明申し上げました職員定数マネジメントポリシーを踏まえ、これまで以上に業務を効率的に遂行いたします。

財政面では、経費節減に向けた効率化を進める一方、手数料単価等を見直し、審査支払機能に関する改革工程表の対応に伴う経費の増加及び手数料等収入の減少に起因する厳しい財政状況に対応してまいります。

さらに、令和６年３月から本稼働します次期国保総合システムの安定稼働を着実に実施いたします。

次に、令和６年度の主な事業計画ですが、診療報酬等審査支払事業については、全国の国保診療報酬審査委員会との審査基準の統一化を推進し、審査の充実強化と診療報酬等の適正な支払いを実施いたします。また、診療報酬改定については、介護報酬、障害福祉サービス等報酬とのトリプル改定となることに留意し、的確に対応いたします。

保険者事務共同処理事業については、保険者の負担軽減となる各種事業等を実施するとともに、オンライン資格確認等システムを活用した電子資格確認等事務について、国民健康保険中央会と連携し、円滑な運用を図ってまいります。

保健事業については、保健事業支援・評価委員会において、保険者が策定されるデータヘルス計画に基づく取組を支援・評価いたします。また、国保データベース（KDB）システム等を活用した健診・医療費分析情報を提供するとともに、保険者の医療費適正化に向けた取組等を支援してまいります。

介護保険事業及び障害者総合支援給付費等事業については、確実に実施するとともに、令和7年度の機器更改に向けた準備を行います。また、介護給付適正化事業の充実強化を図り、介護保険者等を支援しつつ、介護サービス利用者等からの苦情処理業務についても適切に対応してまいります。

次に、32ページをお願いいたします。Ⅱ、事業計画でございます。ただいまの運営方針に基づき、以下の事業を行ってまいります。

第1、総会、役員会の開催でございます。

第2、国保制度の改善と財政強化のための国等に対する各種活動を行ってまいります。

第3、「国保事業充実強化推進運動」の支援では、保険料（税）収納率向上対策や医療費適正化に関する事業を実施いたします。

第4、保険者等との連絡、調整では、各種連絡協議会への参加や講習会等を開催いたします。

また、第5、保健事業から第8、広報活動までの事業を実施いたします。

次に、33ページをお願いいたします。

第9、医療保険に関する事業から、第14、障害者総合支援給付等に関する事業までを実施いたします。

34ページをお願いいたします。

第15、措置費支払代行に関する事業から、第19、ISO/IEC 27001認証の維持・継続、これらの事業を実施してまいります。

なお、先ほど運営方針の中で本会の取組として触れました第18、第3次経営計画に代わる新たな計画の推進につきましては、現在計画を策定しておりますので、来年2月の本理事会で改めて説明いたします。

以上が事業計画の概要ですが、冒頭の運営方針の財政面の取組のところで御説明いたしました手数料単価等の見直しについて少し補足させていただきます。

この7月の理事会及び総会におきまして手数料の上限単価をお示しするとともに、今後、経費削減等を踏まえ、上限単価の低減に取り組みますと御説明申し上げました。その後、

改めて経費の精査等を行いまして、先月の区市町村及び国保組合等の会議に本会の経費削減等の取組を反映した手数料単価案をお示しさせていただいたところです。この後、経理課長から、令和6年度の予算大綱の中で説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 引き続き、令和6年度予算案の概要を御説明申し上げます。

議案書の35ページから53ページにかけて、基礎数値の推計や一般会計をはじめ各特別会計予算の概要を載せてございますが、これらの内容を集約いたしましたものを資料2として配布してございます。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

今回お示しする予算案につきましては、来年度の大綱予算として、保険者の皆様に本会の経費を御負担いただく負担金及び手数料等を財源とした一般会計並びに各特別会計（業務勘定）でございませう。

医療機関等への支払いに対する支払勘定などにつきましては、来年2月の本理事会でお示しいたします。

それでは、資料2、右上の11-1をお願いいたします。令和6年度予算編成方針として、はじめに、予算編成の主なポイントを2点記載してございませう。1点目は、本会の会員負担金及び各種手数料の改定でございませう。(1)の会員負担金の賦課方法の変更につきましては、現在の賦課方法である被保険者1人当たり単価による方法から、会員負担金賦課総額を各保険者の被保険者数を基に算出した額により御負担いただく方法に変更させていただくものでございませう。

(2)の国保事業と後期高齢者事業関係の手数料の改定は、記載の手数料の単価を引き上げ、審査支払機能に関する改革工程表の対応に伴う国保総合システム保守運用費用等として支出する国保中央会負担金の増額に対応してまいります。

2点目は、各事業における基幹システム更改の対応です。介護保険の審査支払等システムをはじめ記載のシステムが令和6年度及び令和7年度にシステム更改を予定しておりますので、更改に係る費用の財源を介護、障害、措置費の各特別会計の積立資産を処分し、対応いたします。

次のページ、11-2をお願いいたします。

1、職員の人件費及び定数です。(1)の人件費の積算基礎は、特別区人事委員会勧告による給与改定に準じ、給料表を本会に置き換えて積算しております。今年度の本会給与改

定見込率は0.81%、令和6年度は0%で見込み、期末勤勉手当は4.65か月分を積算してございます。

(2)の職員定数につきましては、先ほどの報告事項で御説明申し上げました職員定数マネジメントポリシーに基づき、合計を402人から7人減の395人としております。内訳として、診療報酬等審査支払特別会計の国保にて7人減としております。そのほかにつきましては記載のとおり、今年度との変更はございません。

次に、2の審査支払手数料等件数につきまして、主な項目を御説明申し上げます。

国民健康保険医療の国保は、昨年10月から開始された被用者保険の適用拡大や、団塊世代の後期高齢者への移行など被保険者数の減少を考慮し、診療報酬及び療養費の件数を合わせ約5,520万件、対前年度で約137万件、率にして2.42%の減を見込んでおります。

次に後期高齢者医療では、団塊世代の後期高齢者への移行を含む被保険者数の増加を考慮し、約5,810万件、対前年度で約194万件、率にして3.46%の増を見込んでおります。

国保と後期高齢の公費では、新型コロナウイルス感染症に係る医療費助成が今年度で終了する予定のため大幅に減少しますので、対前年度で減を見込んでおります。

特定健康診査・特定保健指導等では、医療と同様に、被保険者数の変動要素を考慮し、国保は99万件、対前年度で2万件、1.98%の減を見込み、後期では約84万件、対前年度で約3万件、3.98%の増を見込んでおります。

そのほか、介護から措置費まで、記載のとおり推計をしてございます。

次のページ、11-3をお願いいたします。

3の積立金を処分して対応する事項です。表の縦軸には、積立金、積立資産の種類と取り扱う会計を、横軸には目的等を載せて一表にまとめてございます。

横軸の手数料等軽減財源では、介護、障害、措置費の特別会計で、記載の額を事業ごとに区分管理している財政安定積立金から充ててまいります。

一番下に合計を載せてございますが、3つの特別会計で1億1,900万円の処分を予定しております。

次に、システム機器更改及びシステム改修です。減価償却引当資産や電算処理システム導入作業経費積立資産のほか、介護、障害、措置費では、財政安定積立金も含め、全会計合計で約11億9,000万円の処分を予定しております。

主なものを申し上げますと、一番下の合計欄の国保では4億1,300万円、内訳として、次期国保総合システムの受付領域に係る対応等経費や制度改正等に伴う外付けシステムの

改修に充てるものです。

後期高齢では2億2,900万円の処分を予定しており、その内訳としては国保と同様でございます。

そのほか、介護、障害及び措置費では、基幹システムの更改を行うため、それぞれ記載の額を処分して対応してまいります。

次に、積立資産洗い替え方式対応として、財政調整基金積立資産及びICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の管理方法でございます毎年度の積み直しに伴い、一度当該積立資産にある残額を全額取り崩すもので、上から2枠目の財政調整基金積立資産では、国保から障害までの5つの特別会計で処分予定額は13億3,570万円、上から5枠目のICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産では、国保の特別会計で11億21万円でございます。

次に、退職手当金財源として、退職給付引当資産から5億8,100万円の処分を予定しており、定年退職者を含め31人分を見込んでございます。

次のページ、11－4をお願いいたします。予算の概要です。

はじめに、1、負担金及び主な手数料では、各会計の主な手数料を記載してございます。予算編成の主なポイントで御説明申し上げましたが、令和6年度は幾つかの単価設定に変更が生じてございます。

変更点を御説明申し上げますと、項番1の会員負担金では、現在の被保険者1人当たり単価による方法から、会員負担金賦課総額を各保険者の被保険者数を基に算出した額により御負担いただく方法に変更させていただくもので、保険者別の賦課額の基となる賦課総額を記載してございます。

なお、賦課方法の変更に伴う本会会員負担金規程の一部改正につきましては、来年2月の本理事会に上程し、整備してまいります。

項番2の国保審査支払手数料につきましては、都内在住被保険者分と都外在住被保険者分で、受診する医療機関等の所在が都内か他県かで、それぞれ都内分、委託分を設定しております。東京都様から審査支払事業に対する補助金が都内在住被保険者分を対象に単価補助として交付されており、手数料単価が軽減されております。令和6年度の単価補助につきましては、現時点では東京都国保課様にて今年度と同単価で要求していただいていると聞いております。

令和6年度の欄を御覧いただきますと、都内在住被保険者分では、レセプト1件当たり

46円40銭、都外在住被保険者分では69円60銭、改革工程表の対応に伴う費用の増加への対応や国保のレセプト件数減による手数料等収入の減少により、前年度比較ではそれぞれ4円82銭の引上げのお願いになります。この後に御説明申し上げます電算処理基本手数料、レセプト管理手数料を含め、7月の本理事会でお示しいたしました上限単価から経費の精査等により低減を図っております。

項番3の療養費の手数料につきましても、同様に引上げ改定となり、審査手数料として項番2の半分の手数料設定でございます。

項番4の国保電算処理基本手数料は26円10銭、前年度比較で2円11銭の引上げ、項番5のレセプト管理手数料では11円50銭、前年度比較で82銭の引上げのお願いとなります。

その下の明細書の処分費ですが、現在、医療機関等から請求される紙レセプトは、本会にて画像化処理後、廃棄しておりますが、この廃棄処理に係る費用を明細書の処分費として御負担いただいております。

オンライン請求の増加により、令和6年度以降は紙レセプトによる請求が限りなく少なくなることが見込まれますので、当該処分費を廃止し、処分に係る費用はレセプト管理手数料で対応することとさせていただきます。存じます。

項番7の国保診療報酬明細書等点検手数料は、レセプト点検事務を御委託された保険者様に御負担いただいている手数料で、レセプト点検支援システムの導入に伴う点検事務の効率化により、手数料単価の引下げ改定を見込んでおります。

項番8の国保共同電算個別処理手数料の保険料計算及び関係帳票データ作成費につきましては、国保組合の保険料計算や納入通知書等の関係帳票を作成する業務に関する手数料です。

現在、一部の国保組合様から御委託をいただいておりますが、保険者様で御対応いただけることとなりましたので、本業務の終了及び手数料を廃止するものです。

次に、項番11の後期高齢者医療の審査支払手数料から項番13の後期レセプト管理手数料は、改革工程表の対応に伴う国保中央会負担金等の増額への対応や、審査支払手数料の軽減財源として一定額を繰り入れてきました財政安定積立金の保有額が令和5年度にはなくなることから、前年度比較では、審査支払手数料は1円75銭、電算処理基本手数料では1円72銭、レセプト管理手数料では68銭の引上げのお願いになります。

その下の明細書の処分費も、国保と同様の理由により廃止させていただき、項番14の後期診療報酬明細書等点検手数料も、手数料単価の引下げ改定を見込んでおります。

そのほかの手数料等につきましては、今年度と同額となります。後ほど御覧いただきたく存じます。

次のページ、11－5をお願いいたします。

2の各会計の予算でございます。主な項目を御説明申し上げます。

はじめに、(1)一般会計です。歳入の一番上、負担金は約2億9,000万円、令和6年度から3年間の会員負担金所要額の平均額を各年度の会員負担金賦課総額として見込んでございます。

上から4段目、財政安定積立金繰入金では、介護、障害及び措置費の各特別会計の手数料軽減及びシステム更改財源として、一般会計を通して財政安定積立金から繰り入れておりますが、令和6年度は1億9,300万円を予定してございます。

1段下でございます特別会計業務勘定繰入金は、他の特別会計からKDBシステムの関連経費を繰り入れており、令和6年度は1億2,000万円を予定し、対前年度3,600万円減の主な理由としては、次期システムの稼働に伴う更改経費の減によるものです。

続きまして、歳出では、職員人件費のほか、保健事業及び広報活動などが主な支出となります。総務費の給与費に職員17人分の給料、職員手当として約1億2,800万円を計上しております。

事業費のKDB経費の対前年度約4,700万円の減は、歳入の特別会計業務勘定繰入金と同様、KDBシステムの更改経費の減によるものです。

3段下の退職金特別会計繰出金には約200万円、国の通知に基づき、この先5年間の定年退職者に対する退職手当金の5分の1相当額を積み立てるものでございます。令和6年度の本会全体での積立額は約4,200万円を試算しており、事務費会計で按分した一般会計の負担額でございます。

以降、各特別会計の退職金特別会計繰出金予算額につきましても同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

一般会計の予算総額は、歳入、歳出の合計欄、約7億4,700万円、対前年度約4,300万円の減は、主に次期KDBシステムの稼働による更改経費の減が要因となります。

次のページ、11－6をお願いいたします。

(2)診療報酬等審査支払特別会計（業務勘定）の①国民健康保険分です。上段には歳入、下段には歳出を記載してございますが、全体規模が大きく縮小いたします。主な理由としては、今年度システム更改作業を実施しております国保総合システム及び国保情報集

約システムにつきまして、次期システムの稼働により更改経費が大きく減少するためです。

それでは、歳入でございます。今回、手数料の引上げをお願いさせていただいております1段目の審査支払手数料、その下の療養費手数料、その2段下でございます共同電算基本処理手数料及びレセプト管理手数料につきましては、単価の改定により増収を見込んでおります。

中段よりやや下の都支出金の上段の都補助金は、都内在住被保険者分を対象に、単価補助として交付されている審査支払事業に対する補助金ですが、レセプト件数の減少により、約10億4,900万円、対前年度約2,500万円の減を見込んでおります。

なお、この審査支払事業に対する単価補助のほかに、追加の支援として、改革工程表の対応に伴う費用増加に対する財政支援を東京都様に要望しております。

次に、その下の財政調整基金積立資産等繰入金は、各種システム改修費や洗い替え対応による財政調整基金積立資産を含む7億5,700万円を計上しております。主に次期国保総合システムの受付領域に係る対応等を予定してございますが、今年度の更改作業等と比べ、作業規模が大幅に縮小することから、対前年度29億6,500万円の減となります。

続きまして、歳出です。総務費の1段目の給与費には、職員175人分の給料、職員手当を約13億7,400万円計上しております。11－2ページの職員定数で御説明申し上げました国保から7人分を減員することにより、対前年度では約3,300万円の減を見込んでおります。

以降、各特別会計の給与費につきましては、11－2ページに記載の職員定数分を計上しておりますので、説明は割愛させていただきます。

総務費の2段目、次期国保総合システム導入管理費には、国保総合システムの次期更改に係る作業規模が大幅に縮小することに伴い、対前年度で約20億円の減、また、その1段下の標準事務処理システム管理費には、国保情報集約システムの次期システムの稼働により、対前年度では約1億3,800万円の減を見込んでおります。

その1段下のその他総務費では、国保総合システム更改に伴う本会外付けシステム等の費用、主にサーバー等の機器保守やデータセンター費用の低減、また経費削減の取組として、OCR等の業務委託費の縮減などにより、対前年度約2億9,600万円の減を見込んでおります。

中段の財政調整基金積立資産等積立では約14億7,800万円を計上し、財政調整基金積立資産の洗い替え対応や今後のシステム機器更改及びシステム改修などに備えるため、計画

的に積立てをいたします。

その１段下、中央会負担金に約７億５,９００万円を計上しております。主に予算編成のポイントで申し上げました次期国保総合システム更改後の保守運用費用等負担金の増額と、令和５年度に計上しております更改に係る国保総合システム開発負担金や、国保情報集約システム初期構築負担金がなくなることによる大幅な減額との差引きで、約２億９,８００万円の減を見込んでおります。

合計欄、国保分の予算総額は約８９億３,４００万円、前年度比２２.７％の減でございます。

合計欄の２段下に、再々掲として、保険者間調整や国保総合システム更改経費を除く予算を記載してございます。令和６年度は約７５億３,１００万円、対前年度約３億３,８００万円の増でございます。

次のページ、１１－７をお願いいたします。

②公費負担医療分です。公費負担医療分の歳入歳出予算総額は約２３億６００万円、対前年度約７,１００万円の減を見込んでおります。今年度予算計上している新型コロナワクチン接種費用の請求支払事務につきましては、現時点では令和６年度予算には計上してございません。詳細が明らかになり次第、来年２月の本理事会におきまして本予算として改めて計上し、お示しさせていただくことを予定しております。

このページの中段からやや下に、③として、国保分、公費負担医療分を合わせた業務勘定の合計を記載してございます。予算総額は約１１２億４,０００万円、前年度比で１９.３４％の減でございます。

続きまして、(３)後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）の①後期高齢者医療分です。後期高齢につきましても、国保総合システム及び広域連合電算処理システムの更改経費の減少により、全体規模が縮小しております。

歳入でございます。今回手数料の引上げをお願いさせていただいております１段目の審査支払手数料、その下のレセプト管理手数料につきましては、単価の改定により増収を見込んでおります。

上から３段目、広域連合事務委託金は約３８億１００万円、主に広域連合電算処理システムの更改を令和６年度に予定しており、更改に係る準備経費を計上しているためです。

１段下の一般会計繰入金は、これまで手数料負担軽減財源として財政安定積立金を繰り入れておりましたが、当該積立金の保有額がなくなるため、繰入れの廃止によるものです。

その１段下にございます財政調整基金積立資産等繰入金は、各種システム改修費や洗い

替え対応による財政調整基金積立資産を含む約 8 億 7,900 万円を計上しております。対前年度約 12 億 7,600 万円の減は、主に次期国保総合システムの更改作業の規模が縮小し、更改経費が大幅に減少することによるものです。

次のページ、11－8 をお願いいたします。

歳出、総務費 2 段目の次期国保総合システム導入管理費と、その 1 段下のシステム機器更改費の対前年度の減につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げました理由と同様でございます。

中段、財政調整基金積立資産等積立では 15 億 5,500 万円を計上し、財政調整基金積立資産の洗い替え対応や今後のシステム機器更改及びシステム改修などに備えるため、計画的に積立てをいたします。

その 1 段下、中央会負担金には約 8 億 7,200 万円を計上しておりますが、国保と同様、主に次期国保総合システム更改後の保守運用費用等負担金の増額と、令和 5 年度に計上しておりますシステム開発負担金の減額との差引きで、対前年度約 3 億 1,400 万円の減を見込んでおります。

後期の合計、令和 6 年度は約 96 億 4,300 万円、前年度比 11.11% の減でございます。

次に、②公費負担医療分は総額約 2 億 3,200 万円を計上し、このページの一番下でございます後期分と公費負担医療分を合わせた③業務勘定合計の予算総額は約 98 億 7,400 万円、前年度比で 10.44% の減でございます。

合計欄の 2 段下に、再々掲として国保総合システム更改経費を除く予算を記載しております。令和 6 年度は約 88 億 8,500 万円、対前年度約 9 億 7,600 万円の増でございます。

次のページ、11－9 をお願いいたします。

(4) 特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計（業務勘定）の①国民健康保険分です。歳入では、特定健康診査等負担金に約 2 億 8,900 万円、被保険者数の減少による影響から、対前年度約 1,200 万円の減を見込んでございます。

歳出には、給与費を含む総務費や財政調整基金積立資産の洗い替え対応や、今後のシステム機器更改などに備えるため、各積立資産への積立てを計上しております。

合計から 3 段上の中央会負担金の対前年度約 9,200 万円の増は、特定健診等システムが令和 8 年度にシステム更改を予定しており、当該システムの開発負担金による増額を見込んでおります。

なお、国保の下に記載の②後期高齢者医療の中央会負担金も同様の理由でございます。

国保分予算総額は約6億400万円、前年度比0.32%の減でございます。

次に、②後期高齢者医療分です。歳入2段目の東京都広域連合様に御負担いただいております広域連合委託金は、中央会負担金の増額により対前年度で約7,900万円の増となります。

後期分予算総額は約1億8,200万円を見込み、国保分と後期分を合わせた最下段③業務勘定合計の予算総額は約7億8,600万円、前年度比で11.32%の増を見込んでございます。

次のページ、11-10をお願いいたします。

(5)介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）です。予算編成の主なポイントで申し上げました介護保険の審査支払等システムが令和7年度にシステム更改を予定しており、更改経費を計上しているため、全体規模として増額となります。

歳入では、1段目の審査支払手数料等で対前年度約5,000万円の増を見込み、上から4段目の都支出金は苦情処理業務に係る経費に対する補助金で、今年度と同額を見込んでおります。

合計から3段上の財政調整基金積立資産等繰入金では、システム更改経費や報酬改定等の制度改正に伴うシステム改修費のほか、積立資産の洗い替え対応による財政調整基金積立資産を含んだ約5億2,300万円を計上しております。

歳出では、総務費2段目のシステム機器更改費に更改に係る準備経費として2億5,600万円を計上しております。

その1段下のその他総務費には主に報酬改定等に伴うシステム改修費等を計上し、対前年度約7,000万円の増を見込んでおります。

予算総額は約23億4,700万円、前年度比17.47%の増でございます。

続きまして、(6)障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）です。本特別会計も、障害者総合支援給付審査支払等システムが令和7年度にシステム更改を予定しており、更改経費の影響により、全体規模として増額となります。

歳入では、主に給付費等審査支払手数料で対前年度約2,200万円の増を見込み、一般会計繰入金及び財政調整基金積立資産等繰入金の増は、主にシステム更改の財源によるものです。

歳出では、総務費のシステム機器更改費に、更改に係る準備経費として6,000万円を計上しております。

合計欄の予算総額は約4億8,900万円、前年度比22.75%の増でございます。

次のページ、11－11をお願いいたします。

(7)措置費支払代行業務特別会計（業務勘定）です。本特別会計も令和6年度にシステム更改を予定しており、更改経費の影響により全体規模として増額となります。

なお、この措置費支払代行事業は東京独自の事業であり、他の特別会計のような積立資産の設置が認められていないことから、毎年、本会計の中で繰越処理してまいりました繰越金と財政安定積立金を財源として対応いたします。

歳入の一般会計繰入金及び繰越金の増は、主にシステム更改の財源によるものです。

歳出では、総務費2段目のシステム機器更改費に更改に係る準備経費として2,100万円を計上しております。

合計欄の予算総額は約6,200万円、前年度比31.76%の増を見込んでおります。

続きまして、本日お手元に配布いたしました資料3をお願いいたします。表題は「令和6年度予算（案）一般会計及び各特別会計業務勘定 合計」として、経費を主な項目ごとにまとめ、各会計を集計したものでございます。後ほど参考として御覧いただきたく存じます。

大変恐縮でございます。議案書へお戻りいただきまして、議案書の54ページから58ページにかけて負担金、手数料等の一覧表を、また、59ページ以降に各種事業に係る手数料等件数の推移を載せてございます。こちらも後ほど御覧いただきたく存じます。

以上で、議決事項3、事業計画の策定及び予算編成の大綱について説明を終わります。

○理事長 御苦労さまです。事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。それでは、お諮りをいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、議決事項の3につきましては、原案どおり決定することといたします。

閉 会（～午後2時55分）

○理事長 以上をもちまして、本日提案の議題は全て終了いたしました。

理事の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきましたこと、また、御協力をいただきまして議事が円滑に進行できたことを感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございます。